

四日市市告示第597号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者の指定をしたので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年9月26日

四日市市長 森 智 広

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

株式会社ジェーシービー

東京都港区南青山五丁目1番22号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

戸籍手数料

住民登録手数料

印鑑証明等手数料

納税証明等手数料

3 指定納付受託者の指定をした日

令和6年9月13日

4 納付事務の遂行期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

(財政経営部財政課)